

| | |
|--|---------------------------------|
| 陳情第15号 | 平成29年8月25日受理 |
| 付託委員会 | 福祉常任委員会 |
| 件名 | 八千代市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策に関する陳情 |
| 陳情要旨 | |
| <p>受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取り組みによる受動喫煙防止対策を行っていただきますよう切にお願いします。</p> <p>現在、国政において受動喫煙に関し、法制化の議論がなされている事は、我々も承知しており、受動喫煙は防止すべきものであると認識しております。</p> <p>千葉県においては、「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示」を推進しており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取り組みを行っております。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、千葉県の取り組みや趣旨に賛同し受動喫煙防止への取り組みを行っているところです。</p> <p>受動喫煙防止対策は、飲食施設の事業者や施設管理者が店舗の実態に即した判断によりなされるべきものであり、法律や条例によって強制的に規制されるものではありません。施設内の分煙や喫煙環境を示す店頭表示等のさまざまな取り組みにより、たばこを吸うお客様、吸わないお客様ともに、さまざまな形態を選択できることこそ日本が誇るおもてなしと考えております。</p> <p>また、これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあります。</p> <p>日本におきましては屋内外で禁煙化・分煙化が進んでいる状況の中、法律や条例による強制的な規制が導入されると、店舗の実態に即した取り組みができず、お客様のニーズに応じた店舗を選択できないこととなります。</p> <p>たばこを吸う方も吸わない方も我々にとって大切なお客様です。強制的な規制が一律に導入されれば、分煙を行いたくても資金的、スペース的な問題で分煙ができない中小の狭小店舗は全席禁煙とするしかなく、たばこを吸うお客様にはお越しいただくことができません。売り上げの減少により飲食施設の事業者や施設管理者が混乱することは必至であると考えております。加えて、国で議論がなされている法施行と貴市の条例施行によるダブルスタンダードは、事業者のみならず生活者全体に混乱を招くことを懸念いたしております。</p> <p>以上のことから、貴市におかれましては、条例化による一律的、強制的な規制がなさ</p> | |

されることなく、飲食施設事業者の実態に即した取組みによる受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただき、官民一体となり、バランスのとれた受動喫煙防止対策を行っていただきますよう議長に標記の陳情をいたします。